

令和元年 9 月定例会

富士山南東消防組合議会会議録

令和元年 8 月 20 日

富士山南東消防組合議会

令和元年富士山南東消防組合議会 9 月定例会会議録目次

(8月20日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会期の決定	3
○会議録署名議員の指名	3
○報第 1 号 専決処分の報告について（境界ブロックの損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）	4
○認第 1 号 平成30年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について	4
○議第 9 号 令和元年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）	7
○議第10号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案	8
○議第11号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案	9
○議第12号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	9
○富士山南東消防組合議会議員の派遣について	10
○一般質問	10
○閉会の挨拶	21
○閉会の宣告	21
○署名議員	22

令和元年富士山南東消防組合議会 9月定例会会議録

議 事 日 程

令和元年8月20日（火曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 報第 1号 専決処分の報告について（境界ブロックの損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
日程第 4 認第 1号 平成30年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 議第 9号 令和元年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）
日程第 6 議第10号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案
日程第 7 議第11号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案
日程第 8 議第12号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 9 富士山南東消防組合議会議員の派遣について
日程第10 一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 報第 1号 専決処分の報告について（境界ブロックの損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
日程第 4 認第 1号 平成30年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 議第 9号 令和元年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）
日程第 6 議第10号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案
日程第 7 議第11号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案
日程第 8 議第12号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 9 富士山南東消防組合議会議員の派遣について
日程第10 一般質問
-

出席議員（10名）

1番	杉 澤 正 人 君	2番	堀 江 和 雄 君
3番	柏 木 豊 君	4番	井 出 春 彦 君
5番	藤 江 康 儀 君	6番	川 原 章 寛 君
7番	松 田 吉 嗣 君	8番	佐 野 利 安 君
9番	杉 山 茂 規 君	10番	土 屋 主 久 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 者 長 三 島 市	豊 岡 武 士 君	副 管 理 者 長 裾 野 市	高 村 謙 二 君
副 管 理 者 長 長 泉 町	池 田 修 君	代 表 監 査 委 員	三 間 信 彦 君
消 防 長	風 間 光 明 君	消 防 次 長	一 之 瀬 徳 博 君
三 島 消 防 署 長	丸 川 英 明 君	裾 野 消 防 署 長	入 倉 一 弥 君
長 泉 消 防 署 長	加 藤 浩 昭 君	総 務 課 長	羽 田 浩 二 君
予 防 課 長	久 保 田 真 雄 君	警 防 救 急 課 長	小 澤 達 也 君
通 信 指 令 課 長	鈴 木 清 明 君		

議会事務担当職員

書 記	高 梨 雅 規 君	書 記	海 野 智 之 君
-----	-----------	-----	-----------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（松田吉嗣君） 出席議員が定足数に達しましたので、これより令和元年富士山南東消防組合議会9月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松田吉嗣君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（松田吉嗣君） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者宛て出席方を通告しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

◎会期の決定

○議長（松田吉嗣君） これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、1番 杉澤正人君、2番 堀江和雄君の両君を指名いたします。

◎報第1号 専決処分の報告について(境界ブロックの損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)

○議長(松田吉嗣君) 次に、日程第3 報第1号 専決処分の報告についての報告を行います。
本件について、当局から報告を願います。

風間消防長。

○消防長(風間光明君) それでは、報第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

これは、本年4月2日午前8時56分三島消防署中郷分遣所の消防車が三島市松本地先で発生した油漏えい事案の処理を終え、現場近くの新規分譲地内で車両を方向転換した際に、運転席側車輪が境界ブロックに乗り、当該ブロックを沈下損傷させたもので、修繕に要しました費用5万2,509円を全額当組合が負担することで示談が整いましたので、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので御報告申し上げます。なお、その損害賠償は、保険により対応させていただきましたので、あわせて御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長(松田吉嗣君) 報告が終わりました。

ここで、議長からお願いを申し上げます。

質疑については、1回の発言につき、おおむね3分をめどとすることになっております。整理して発言をお願いいたします。

これより、本件について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田吉嗣君) なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

◎認第1号 平成30年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について

○議長(松田吉嗣君) 次に、日程第4 認第1号 平成30年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長(風間光明君) ただいま上程になりました認第1号 平成30年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について、提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により調製いたしました歳入歳出決算につきまして、同条第2項による監査委員の審査に付し、その意見をつけて同条第3項の定めるところにより議会の認定をいただく御提案を申し上げます。

初めに、決算の概要を申し上げます。

決算書30ページをごらんください。

平成30年度の一般会計歳入歳出につきまして、歳入総額は27億4,719万3,761円、歳出総額は27億278万1,484円、歳入歳出差し引き額は4,441万2,277円となります。

続きまして、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

決算書8ページから13ページを随時ごらんいただければと思います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金は収入済額24億346万5,528円、構成比は87.5%で、内容につきましては市町負担金でございます。

2 款使用料及び手数料の収入済額は443万2,590円で、構成比0.16%、これは管内の危険物施設にかかります許認可事務手数料が主なものでございます。

3 款国庫支出金の収入済額は1,208万2,000円、構成比率0.44%になります。これは消防ポンプ自動車の更新整備に伴う緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

4 款県支出金の収入済額は1,023万7,000円で、構成比は0.37%、全額一般事務組合等防災力充実強化総合支援事業費補助金になります。

6 款寄附金につきましては、収入済額5,020万円、構成比は1.8%で、救急業務に資する目的で2件の御寄附をいただいたものでございます。

7 款繰越金は、平成29年度会計の繰越金としまして7,241万4,472円を収入しております。構成比につきましては2.63%になります。

8 款諸収入の収入済額は7,146万2,171円、構成比は2.6%でございます。これは派遣しております職員人件費及び高速道路における救急業務に係る支弁金などが主なものとなります。

9 款組合債の収入済額は1億2,290万円、構成比は4.5%でございます。これは分署建設及び消防ポンプ自動車更新整備に充てる地方債となります。

以上、歳入合計は予算現額27億4,544万2,000円に対しまして、収入済額27億4,719万3,761円の決算となっております。

続きまして、歳出の御説明をいたします。

決算書では14ページから29ページを随時ごらんいただければと思います。

1 款議会費の支出済額は166万1,877円、構成比につきましては0.1%で、議会事務に係る経費となります。

2 款総務費の支出済額は1億9,973万3,281円、構成比につきましては7.39%でございます。総務費は当消防組合を運営していく上で必要となる各種経費でございます。総務費のうち、1 項総務管理費の支出済額は1億9,962万8,005円でございます。2 款2 項監査員費の支出済額は10万5,276円でございます。

続きまして、3 款消防費でございます。支出済額は25億83万2,669円で、構成比92.5%。これは消防職員人件費や救急高度化推進事業、消防防災事業、消防指令センター運営事業等に係る経費のほか、分署建設及び消防ポンプ自動車更新整備の決算となります。

次に、4 款の公債費でございます。支出済額は55万3,657円。これは組合債の償還利子でございます。

次に、5 款予備費でございます。予備費からは804万8,700円を3 款消防費、1 項消防費、1 日常備消防費の11 節需用費に充用をしております。

以上、予算現額27億4,544万2,000円に対しまして、支出済額27億278万1,484円で、98.4%の執行率となっております。

収支に関する報告は以上でございますが、別冊といたしましてお配りしております平成30年

度主要な施策の成果と予算執行状況報告書もあわせてごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。決算提案説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 次に監査委員から、決算審査の報告を願います。

三間代表監査委員。

○代表監査委員（三間信彦君） ただいま上程になりました認第1号 平成30年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました平成30年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算について、監査委員を代表して審査結果を報告申し上げます。

審査の結果でございますが、決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係帳簿及び証書類と符合して正確であり、平成30年度における収支決算額を適正に表示しているものと認めましたので御報告申し上げます。

審査結果の詳細につきましては、お手元に配付されております平成30年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算審査意見書に記載してありますので、御参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、決算審査の結果報告といたします。

○議長（松田吉嗣君） 以上で当局からの説明並びに監査委員の報告が終わりました。

これより、認第1号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（松田吉嗣君） よろしいですか。

なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより認第1号 平成30年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

原案どおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（松田吉嗣君） 起立全員と認めます。よって、認第1号は原案どおり認定されました。

◎議第9号 令和元年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第5 議第9号 令和元年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました議第9号 令和元年度富士山南東消防組合

会計補正予算案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,897万8,000円を増額し、歳入歳出予算額32億9,497万8,000円にしようとするものでございます。これは、平成30年度富士山南東消防組合会計の歳入歳出差し引き額及び寄附金を歳入し構成市町の負担金を減額するとともに、休日勤務手当及び救急資機材等の歳出の増額をしようとするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町負担金でございますが、平成30年度の繰越金を繰り入れることにより、市町負担金を2,593万3,000円減額するものでございます。

10ページ、11ページをごらんください。

6款寄附金、1項寄附金、2目消防費寄附金を50万円増額し、5,050万円にしようとするもので、これは管内在住の方から救急活動に対する感謝の気持ちということで御寄附をいただいたものでございます。

続きまして、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございますが、こちらは昨年度の繰越金4,441万1,000円を繰り入れ、4,441万2,000円に増額しようとするものでございます。

次に、歳出でございます。

14ページから15ページをごらんください。

3款消防費、1項消防費、1目常備消防費において、元号改正に伴う休日数の増加による休日勤務手当分と、救急高度化推進事業において高度救命処置訓練人形等の整備費といたしまして、合わせて2,212万5,000円を増額し、23億9,624万2,000円にしようとするものでございます。

また、2目消防施設費は、車両整備事業における入札に伴う差金分314万7,000円を減額し、6億7,247万2,000円にしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第9号 令和元年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第9号は原案どおり可決されました。

◎議第10号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第6 議第10号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を

改正する条例案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） それでは、議第10号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案について、提案要旨を御説明申し上げます。

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布され、この改正によりスプリンクラーヘッドの作動要件が、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令に合わせて整備されるとともに、住宅用防災警報器等の設置をしないことができる場合として、「特定小規模施設用自動火災報知設備を技術上の基準に従い、または技術上の基準の例により設置したとき」が追記されました。

このことから、富士山南東消防組合火災予防条例第29条の5に規定する住宅用防災機器等の設置免除について改正するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第10号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第10号は原案どおり可決されました。

◎議第11号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第7 議第11号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） それでは、議第11号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことから、本組合の手数料額を同政令に定める額に合わせる改正をするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第11号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第11号は原案どおり可決されました。

◎議第12号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第8 議第12号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） それでは、議第12号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されたことから、富士山南東消防組合の給与に関する条例に、地方公務員法の該当条項から引用している部分の改正を行うものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第12号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第12号は原案どおり可決されました。

◎富士山南東消防組合議会議員の派遣について

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第9 富士山南東消防組合議会議員の派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の資料のとおり、広域防災拠点の調査研究及び高速道路での災害管制業務調査を実施するにあたり、本組合議会の全議員を派遣することについて、会議規則第108条の規定により、承認を求めるものであります。

お諮りいたします。本件について派遣することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） 御異議なしと認めます。よって、このように決定いたしました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

◎一般質問

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第10 一般質問を行います。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質問は本日1日で行いますので、質問時間は答弁を含め40分以内でお願いをしたいと思います。

なお、当局は議員の質問に対し明確に答弁することを要望いたします。

通告者は1名になります。

3番 柏木 豊君の発言を許します。

柏木 豊君。

〔議員 柏木 豊君登壇〕

○議員（柏木 豊君） それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

今回の質問は、前30年9月の議会におきまして一般質問をさせていただいたわけですが、そのときに積み残しがされておる部分の答弁が主体となるかと思うものですから、簡潔明快な答弁をお願いいたします。

なお、もう一点は、特にそのときに時間切れで終わっている質問があるわけですが、これにつきましても質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず初めに、人材確保と育成はどのように変わったのかということで質問をさせていただきます。

前回のときに、消防力の基準の関係でいろいろ質問をさせていただいたわけですが、このときに消防施設基準が結局改定の見直し状況にあるというようなことから、これらが改定をされるについて検討してまいりますという答弁がほとんどだったわけです。今回は、それらはもう改正がされて、当然済んでおるものですから確認をさせていただくわけですが、まず消防力の基準による人員の充足率。これは前回のときに基準数が390人、それから充足率が64%だとい

ような答弁をいただいております。当然その後の状況として、まずこの点がどのように変わったのかお伺いをいたします。

○議長（松田吉嗣君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田浩二君） それでは、消防力の整備指針の一部見直しが行われたことによる充足率等について御説明させていただきます。

本年3月29日に一部改正されました消防力の整備指針では、消防隊、救急隊、救助隊、指揮隊等の現場活動隊員数のほか、通信員、予防要員、また危険度の基準などが定められております。このたび、国から消防力の整備指針に基づく消防施設整備計画実態調査を求められており、現在調査を行っているところでございます。

広域化後、消防ポンプ車やはしご車を更新に合わせ機能強化したことによる1台当たり必要とする乗車人員の低減、また現有職員の算定に派遣職員のほか再任用職員を加えることになったことから、現有車両に対します算定職員数は340人で、充足率は75%となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 要するに、数値的には大分充足率が高まったような形になるわけですが、基準数、ここに持っていく今後の計画というものはどんなふうに定められているのかお伺いいたします。

○議長（松田吉嗣君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田浩二君） 改正されています消防力の整備指針の基準に合わせて検討させていただいているところでございますが、当初、昨年中に示される予定でありました整備指針の一部改正が、実際には本年3月29日に告示され、また消防力の整備指針の合わせた算定をするには、先ほど申し上げましたが、3年に一度の消防施設整備計画実態調査等の調査要領に基づく必要があります。その調査に基づいて昨年度行われる予定でしたが、そちらにつきましても、本年の11月付で調査が依頼されまして、調査要領が示されたばかりでございます。

そんな中、現在必要となる消防施設、人員等についてさらに精査しているところですが、当然消防力100%を目指しているわけでございますが、全国的に人口が減少し、増え続けました救急搬送も2025年がピークと言われており、慎重に検討する必要があります。人員のみならず、各種機器の機能強化などによりまして、消防力を向上させる方策などを検討し、全国の消防本部の本年度の調査の結果を踏まえて、定員管理については検討してまいりたいと考えております。

また、職員の増員、車両、施設の強化などについては、構成市町と開催している富士山南東消防組合連絡調整会議の場で調査結果について報告するなどして協力を求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 職員の絶対数が少ないと、一定の人事ローテーション、これができなくて、職員の兼務、こういったものが増えて、人材の育成が困難になる。ひいては、これが

住民サービスの向上にならないというふうに結局思われるわけですが、この充足率につきましては、今回の消防力の整備指針、これによりますと、人員基準というのは、分野別に求められる職務能力、これを明らかにすることによって、必要な水準を図るべきだよと、結局こういうふうに示されておるわけです。この辺をもう少し詰め込んでいかないと、要するに、実態に合った配置というものが結局できていかないんじゃないかと思うんですが、この点についてはどういうふうに考えておりますか。

○議長（松田吉嗣君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田浩二君） 分野別に示されているところがございますけれども、そこで現在の職員数についてまず御説明させていただきます。

現在、正規の職員は248名で、多くの車両が乗りかえ運用を行っている状態でございます。今後、消防隊、救急隊等の専従化を図ろうとする場合には、職員数は十分であるとは言えないところでございます。

そのような中で、当組合では、広域化後実員数を2名増やす。その後は退職者の補充要員となっているのが実情でございます。

そのような中、人材確保について進めているところでございますが、本年度、短時間勤務ではございますが、定年退職者のうち4名を再任用させていただくなどさせていただきました。それらの方には、それまで培った知識、経験などを生かしていただき、通常業務のほか、後輩の育成などに当たっていただけるようお願いしているところでございます。

また、現在、各分野の警防隊員、通信要員、警防要員、あるいは予防要員等につきまして、さらなる精査をしていくところでございますが、今後は適切な人事ローテーションができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） なかなか明快な答弁をいただけないわけですが、この人材育成の基本方針。この策定につきましては、当然求められているわけですが、国のほうで指針が定められているわけですね。当組合ではこれが策定されているのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（松田吉嗣君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田浩二君） 現在、当組合において人材育成に係る体系的な計画はございません。現在策定中といったところでございます。

現在、組合では、消防隊員としての能力を身につけるため、平成29年9月に消防学校等教育計画を定めたほか、人材育成の基盤となる人事評価を制度化いたしまして、計画的に育成を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 今、策定中だというような答弁をいただいたわけですが、これはいつまでにつくるといような目標になっているのでしょうか。

○議長（松田吉嗣君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田浩二君） 人材育成の計画につきましては、今現在手をつけているところでございますので、早々には策定したいと考えております。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 先ほどもちょっと触れました、要するに定員管理等の問題も、当然採用計画、結局これを策定するというようなことが示されているわけですが、これも前回のときに積み残しになっているわけですが、この辺のところの策定はどのようにされたのかお伺いします。

○議長（松田吉嗣君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田浩二君） 採用計画でございますが、現在のところ、ここ数年、退職者の補充という形で進んでいるのが現状でございます。しかしながら、全国的に人口が減少して、働く担い手が少なくなっている中、優秀な人材が確保できるよう、今年度から管内の高校や大学を訪ねまして、新規採用職員試験の御案内をさせていただいたりしているところでございます。

また、今現在340という算定数が出ておりますが、さらに精査中でございますので、先ほど申し上げましたが、全国の調査結果等をもとにいたしまして、今後計画したいと考えております。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 先日いただいた消防年報を見てもそうですが、今の248名の職員体制というのは、要するに本来の組織の形でなくて、ちょっと表現がいいのかどうか、結局メタボのような組織体制の割り振りになっているような感じがするわけですがけれども、職員の年齢、それから職階、こういったものの不均衡を是正するための職階制度、これは結局どのようにするようになったのかお伺いをいたします。

○議長（松田吉嗣君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田浩二君） まず初めに、現在の階級の分布割合等について御説明させていただきます。

現在、再任用職員を除きまして、消防職員248名。消防正監が1名で0.4%、消防監が5名で2.0%、司令長が7人で2.8%、消防司令が36人で14.5%、消防司令補が56人で22.6%、消防士長が46人で18.6%、消防副士長が54人で21.8%、消防士が43人で17.3%となっております。

なお、階級の基準で定めますところの消防士を当組合では副士長と消防士に分けてございます。これを消防士というくりにしますと、97人で39.1%が消防士の扱いとなります。

現在、御指摘のとおり、若干中堅層が多いような状況になっておりますが、平成29年度から職員の階級試験など実施することにより、徐々にその改善について努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 職階制度は、結局ちゃんと定めがされたのかどうかという質問をしているわけですがけれども、それはどうなっているんですか。

○議長（松田吉嗣君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田浩二君） まず、条例等で職並びに職階ということの基準を定めてございまして、人事評価制度の中でも、職務上の職階ということの標準職務遂行能力を示して定めているところでございます。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） それでは、2番目の予防体制の充実ということでお伺いをいたします。

火災予防行政においては、平成24年5月に発生した広島県福山市のホテル火災を契機といたしまして、防火対象物に対する一層の違反是正の徹底、迅速な対応が強く求められたわけです。この違反対象物の公表制度や防火基準適合表示制度と火災予防行政の進展が、ここで目まぐるしい状況に結局あります。

このような状況の中、限られた消防力を効率的・効果的に運用し、さらなる火災予防行政を推進するためには、重大違反等を有する火災危険性の高い防火対象物に対する違反是正等を迅速に対応することが重要だと思います。

昨年、当組合議会の視察研修先の久留米広域へ行ったわけですが、ここで予防事務の一元化で本部へ統合し、専門性の向上を結局図って違反是正推進チームを設置して、常時の対応によって指導成果が出ているというようなことを勉強してまいりました。

当組合の広域消防運営計画、こちらです。この運営計画の中でも予防業務の強化として予防業務の専門化・高度化、こういったものを図ることができるんだと。予防査察などの充実強化が可能になるんだと、こういうことが要するに明記されております。

このようなことから、現在予防課と各署で行っている予防行政を一元化して、予防業務の専任化、これを推進すべきだというふうに考えるわけですが、この点についてお伺いをいたします。

○議長（松田吉嗣君） 久保田予防課長。

○予防課長（久保田真雄君） まず最初に、予防体制の充実・専任化についてお答えします。

予防体制につきましては、消防本部予防課に予防係、危険物係、査察指導係の3係を置き、各消防署に予防係、裾野消防署、長泉消防署に消防室を配置し、管内の防火対象物、危険物施設の指導を行っております。

当消防組合の立入検査につきましては、年間立入検査計画に基づき、通常立入検査を予防課及び各消防署で実施しています。

また、特異的な火災や事故が発生した際には特別立入検査を実施し、防火管理、消防設備等の維持管理の指導を行っております。

危険物施設の立入検査につきましては、予防課危険物係と裾野消防署消防室で実施し、危険物取扱者の指導育成、危険物施設の許認可指導を行っております。

消防広域化前の平成27年度の防火対象物数は6,723件、立入検査実施数は653件、9.7%でした。平成30年度の防火対象物数は6,843件、120件の増となります。立入検査実施数は1,589件、23.2%。936件の増となりました。消防広域化によって防火対象物の立入検査の実施体制を充実し、通常立入検査実施件数は、消防広域化前に比べ大幅に増加しております。

また、通常立入検査の年間実施計画につきましては、全国平均実施率21%を考慮し、計画を

しております。

消防法令違反の対象物に対しましては、各消防署が立入検査により消防法令違反を発見し、その改善が見られない対象物につきましては、予防課査察指導係が一元管理し、継続的な指導及び違反処理へ移行する態勢としました。

これらにより、火災等の災害防止及び事業所の防火意識の高揚を図っております。

予防課では定期的に会議を開催し、各消防署の予防担当者とともに、防火対象物や危険物施設に対する査察重点項目や効果的な立入検査の検討等を行い、火災予防の推進に努めております。

また、違反是正、火災原因調査、その他予防にかかわる専門の講習や研修に職員を派遣し、予防行政に関する最新の情報を習得し、その後職員間で共有する研修を行っています。さらに火災予防に関する高度な知識、技術を有する者として、消防庁長官が定める試験に合格し、予防技術資格者として消防長に認定された職員が一目でわかるよう、昨年度より予防技術資格者に対しまして、予防技術資格者証を貸与しました。記章を身につけた職員が立入検査を通じまして防火指導を行うことにより、住民の皆様が安心と信頼を感じていただけるよう、火災予防の推進・強化を図っております。

以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 今、答弁がありましたように、この年報にも載っておるわけですが、30年度の管内の防火対象物が6,843、査察の実施が1,589だと、結局こういうふう公表がされているわけです。これは全体から見ると23%。今の答弁では前より数段よくなったというような答弁と、それから、要するに、日々予防行政の推進に努めているんだと。この辺は十分理解はいたしますけれども、要は絶対数からすると、これは単純にいけば4年に1回しか回れないというような形になるわけです。それで前回の質問のときも、総体的に64名の人員がたしか必要だというような答弁があったと思いますが、ちょっとここは定かじゃありませんけれども、そんなふうに記憶しておるわけですが、いずれにしても、結局体制整備を含めて私はやっていくべきだというふうに思います。

それから、ここにやはり記載されております違反対象物の公表制度、これはそういう制度で、本年30年度はなかったよというような報告がされているわけですが、対象物は一体何件あって、なかったのかということがちょっと読み取れないわけですが、絶対数としてどのくらいあるわけですか。

○議長（松田吉嗣君） 久保田予防課長。

○予防課長（久保田真雄君） ただいま御質問ありました重大違反に関する消防用設備の設置件数等についてお答えします。

まず、重大違反にかかわります消防用設備は3つありまして、自動火災報知設備の設置対象物、屋内消火栓設備の設置対象物、それからスプリンクラー設備の設置対象物となります。

まず初めに、自動火災報知設備の設置対象物数は、平成30年度、2,734件となります。続きまして、屋内消火栓設備の設置対象物数は696件、続きまして、スプリンクラー設備の設置対象物数は105件となります。それらにつきまして、消防署及び予防課で査察を実施し、ただいま違反

是正に向けて処理をしている最中ですが、違反公表対象物に対しては、ホームページでも公表しているとおりゼロ件となります。ただし、その中ではまだ是正中の物件が何件かございまして、予防課でそれを推進している最中ですが、

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） ちょっと全体的には三千幾つかというふうな数字を今報告いただいたわけですが、査察を実施しているのが1,589しかないわけですね。それで違反はゼロだよというふうなことで、ちょっとこの辺がすっきりしないところがありますが、次に行きます。

消防活動上必要な施設というようなことで、ここに明記されているようですが、要するに何も記載がないわけでありまして、これは全体的にはどのくらいの数値になるのかお伺いをいたします。

年報の40ページです。

○議長（松田吉嗣君） 久保田予防課長。

○予防課長（久保田真雄君） ただいまの御質問にお答えします。

年報の40ページの下段になると思いますけれども、消防用用水非常コンセント、連結送水管、連結散水設備につきましては、ここには記載漏れとなっておりまして、すみません。この後、予防課のほうで皆様に御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 次にいきます。

指揮体制の整備充実ということでお伺いをいたします。

最近、火災等で消防職員の殉職事案、これが多々発生しているわけですが、近くは本年の3月5日、秋田県能代市での火災で2名の殉職者が出ているわけですが、これらのことから安全管理の面から、指揮体制の整備の必要性というのが指摘をされております。

消防力の整備指針においては、指揮隊の配置基準が示されて、平成29年9月のこの議会では指揮隊の計画を進めていくんだと、この当時答弁がされております。

伺いますが、現在県内の各消防本部における指揮隊の設置状況、これはどんなふうな状況になっているのか、まずお伺いいたします。

○議長（松田吉嗣君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） ただいまの質問にお答えいたします。

県内16消防本部のうち、3人以上、24時間常時専任の指揮隊が活動している消防本部は7消防本部でございます。他の消防本部は、日勤者が平日昼間のみ支援する体制や、火災時に救急隊が指揮支援を行うなどの方針をとっております。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 私は、指揮隊が設置をされているのかどうかということで質問しているんです。

○議長（松田吉嗣君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 今もお答えしています16消防本部のうち指揮隊という形を運用

しているのは全ての消防本部になります。当消防本部では指揮支援隊という形で運用しているので、そこが違うところでもあります。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） それでは、現在の指揮支援隊の体制、それから運用、こういった点についての問題点というのはどんなふうに把握しているのかお伺いいたします。

○議長（松田吉嗣君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） まず、指揮体制の整備ということで、指揮隊の目的でございますけれども、災害現場における指揮統制の目的として、安全管理の徹底、情報共有、部隊運用の効率化、トータル被害の軽減、複雑多様化する災害への対応が挙げられています。

現在、富士山南東消防本部では、災害発生現場を管轄する消防署の当直責任者を中隊長として長泉署に配置した指揮支援隊が、現場災害活動において中隊長に対し、部隊管理、情報管理、時間管理などの情報や活動支援を行い、中隊長の指揮権決定を支援しています。

昨年度、指揮隊の運用に関して、問題点とかを検証する委員会を立ち上げまして検証を行い、その結果、今年度からは指揮支援隊を常時運用隊とし、全ての災害現場に4隊以上の小隊の出動する災害現場全てに出動するという態勢をとっております。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） ちょっと、検討された内容をもう少し詳しく欲しかったわけですが、問題は要するに、結局指揮権が今の体制の中でどういうふうになっているのかということをお伺いいたします。

○議長（松田吉嗣君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 指揮権は、先ほども言いましたとおり、その管内の消防署の当直司令が第一として指揮権を持つことになります。その後、副署長や消防署長が現場に出向したときは、そこで指揮権の移行を宣言して、そこで指揮権の移行が履行されるようになっております。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） ちょっとよく理解できないわけですが、問題は、指揮隊とは別に消防隊が幾つかその現場に入るわけですね。そのときには消防隊の当直司令がその指揮権を持つんだと、要するに結局そういう話なんですけれども、そうすると、指揮隊が入ったときに指揮隊の隊長というのは指揮権はどんなふうになるんですか。

○議長（松田吉嗣君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 現在、常時運用しているのは指揮支援隊になります。ですが、現場に指揮本部は必ず設置されることになります。その指揮本部の活動の中で、当直司令が中隊長の役を担い、そこに対して指揮支援隊が活動するというので、指揮隊という形ではないんですけれども、災害現場には必ず当消防本部の指揮本部というものが設置されるので、その指揮本部の中で全権の指揮を発動するという形をとっております。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） それでは、結局指揮隊の設置で当然配置所、現在ではなくてこれからの部分です。配置所、配置人員、それからその場合の指揮権限、こういったものはどんなふうに検討されているんですか。

○議長（松田吉嗣君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 当然、指揮隊長にはそれなりの職階の者を当てるのが通例でございます。現在の指揮支援隊は、一番上の階級が司令になっているので、現場での指揮権というものは、やはり当直責任者が負うことになっております。

今後の指揮隊の運用については、先ほど言った指揮支援隊の運用考課をした検証委員会の中でも、指揮隊の必要性が盛り込まれていました。目安としては、はっきり申し上げることはできないんですけども、それに向けて現在検討していくことになります。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 当然、各指揮隊が設置されると、各署間の連携強化、こういったことと、それから当然計画的に指揮教育というのを結局充実していかなきゃならないと思うんです。それと同時に消防戦術、これも非常に重要になってくるわけですが、こういった訓練がさらに必要になると思うんです。

今、課長の答弁を聞いていると、あくまでも当直司令だということなんですけれども、そうすると、指揮支援隊の現在の体制として、非常に指揮系統の統制って難しくなっているんじゃないかなというふうに感じます。これはそういうことで、この訓練等を含めて、どんなふうにこれから計画していくのかお伺いいたします。

○議長（松田吉嗣君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 今後の訓練でもありますが、現在、警防救急課にも指揮支援隊の経験者が今配属されております。消防大学等で警防戦術の専門教育を受けた者が中隊長とかに研修を行っている状態です。先ほど議員がおっしゃったように、大きな問題点として、当直司令が中隊長を行っているときに、署所をまたいだ災害のときに問題があるんですけども、現在は指揮支援隊の協力によって、一応円滑に進んでおるところでございます。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） いずれにしても、指揮隊の目的というのは現場の安全管理。こういったことから、多様化する災害に対応するために、要するに早期の指揮隊の設置を望んでおきます。次に移ります。

はしご車の運用についてお伺いいたします。

平成30年9月議会において、「管内に4階以上の防火対象物が約800棟近くある。全ての対象物の走行路や架梯箇所の確認は済んでいない。今後調査し、支障を来す箇所がある場合は市町に情報提供をし、支障がないよう努めていく」、こういう答弁がされておるわけです。当然その後の調査がされておると思いますから、その後の結果についてお伺いをいたします。

○議長（松田吉嗣君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 議員が今おっしゃったとおり、昨年度、4階以上の中高層建物

のはしご自動車の架梯調査を実施いたしました。971棟調査するに当たり、調査基準を設け、諸署ごとに全棟調査を行いました。架梯可能棟数653棟、架梯不能棟数318棟で、架梯可能率は67.25%となりました。この調査票は、棟ごとにシートを作成し、用途、階層数などや、架梯可能位置を地図上に記載するなどして、はしご車隊出動時の情報として活用しております。

なお、架梯不能な318棟につきましては、効果的な警防戦術の検討や、三連はしごなど、現有資機材を活用し、災害対応を行っております。

今後、狭い場所での高所消火活動や人命救助を円滑に行うため、特殊車両の導入などを踏まえ、他の消防本部における活動状況等を参考に、調査研究をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 架梯不能が318カ所あるということで、約半分が架梯できないんだなということ。

それで、道路の狭隘、それから電線、こういったいろいろな問題で走行できない箇所、こういったものもあると思いますが、これらの問題について、市町への障害物の除去についての要請はどんなふうにされたのか。

○議長（松田吉嗣君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 今おっしゃったとおり、架梯不能な条件の中には、道路狭隘であるとか、あと電線の障害であるとか、まちまちになっております。ですので、再調査の項目もありますので、再調査などをし、架梯不能な条件等を精査した後、各市町で行っている危機管理部局との調整会議にそのデータを提出し、情報の共有を図っていくことになっております。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 柏木 豊君。

残り時間がありませんので、まとめてください。

○議員（柏木 豊君） はしご車の運用要綱、それからはしご車の架梯できる対象物の運用基準、こういったものも一つ項目に定めていく必要があると思っておりますから、その辺を要請しておきます。

全体図を通しまして、消防力の整備指針、これについていろいろ答弁をいただいたわけですが、これは市町が消防力の整備を進めるに当たって、単なる目安というものではなくて、この指針を整備目標として、それぞれの地域の実情に即して、具体的な整備に取り組むことが国から要請をされているわけです。必要とする消防力を策定するに当たっては、当然住民に対して、具体的な合理的な根拠に基づいて説明をすることが求められているわけです。ぜひとも、その辺も今後しっかり報告をいただきたいと思っております。

○議長（松田吉嗣君） 以上で3番 柏木 豊君の発言を打ち切ります。

以上で通告者による一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を打ち切ります。

◎閉会の挨拶

○議長（松田吉嗣君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 令和元年の富士山南東消防組合議会 9月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

富士山南東消防組合議会 9月定例会を招集させていただき、御提案いたしました各議案等につきまして慎重に御審議をいただき、全議案に議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

今議会で賜りました貴重な御意見、御提言につきましては、今後の組合運営に十分生かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

ここで、少しお知らせがございますけれども、9月1日の日に静岡県の総合防災訓練が三島市と函南町において実施をされます。三島市におきましては、8月31日に19カ所の避難所開設訓練を行うなど、全市的に大がかりな取り組みをしてきてまいりますが、9月1日はメイン会場であります三島南二日町広場におきまして、防災関係機関が一堂に会し、訓練が行われてまいります。当消防組合もはしご車等を利用した救助訓練等を実施いたしますので、御都合のつく方はぜひ御見学いただければ幸いです。

結びになりますが、組合議員の皆様におかれましては、まだまだ残暑厳しい日が続きますので、御自愛をいただき、ますます御活躍されますことを心から御祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松田吉嗣君） これをもちまして、令和元年富士山南東消防組合議会 9月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時07分

地方自治法第 123 条の規定により署名する

令和元年 8 月 20 日

議 長 松 田 吉 嗣

署 名 議 員 杉 澤 正 人

署 名 議 員 堀 江 和 雄